

平成 25 年 5 月 31 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

「ファンド・マネジャー（新興国債券）」繰上償還実施決定のお知らせ

拝啓 平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ファンド・マネジャー（新興国債券）」（以下、本件ファンド）の繰上償還につきまして、平成 25 年 4 月 30 日（火）時点の受益者の皆様を対象に、書面による決議を行いました。この結果、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されましたので、繰上償還を平成 25 年 6 月 25 日（火）付で実施させていただきます。

◆ 本繰上償還の概要について

1. 繰上償還の理由

平成 19 年 10 月に設定いたしました本件ファンドは、純資産残高が著しく減少しており、純資産総額が投資信託約款第 37 条第 8 項に定められた純資産総額（20 億円）を下回っております（平成 25 年 3 月 29 日現在、8,015,883 円）。弊社といたしましては、上記の事情を勘案し、このまま運用を継続するよりは、繰上償還を選択することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還決定後のご留意事項

(1) 繰上償還日までの運用にかかるご留意事項

本件ファンドは、償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間において運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点がある点にご留意ください。

(2) 一部解約のお申込みに関するご留意事項

一部解約のお申込みが相次いだ場合、最後の受益者様の解約分については、ファンドの解約になることから一部解約の扱いではなく、繰上償還の扱いとなります。この場合、委託会社は、速やかに繰上償還の手続きを行い、償還日の償還価額を適用し、償還金としてお支払いいたします。なお、上記の繰上償還による換金となった場合、通常の一部解約による換金の場合よりもお支払いに日数を要する場合があります。また、この場合の償還日は、委託会社が償還にかかる日数等を勘案し決定いたします。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先：三菱UFJ投信株式会社
コールセンター 0120-548066
(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00)